

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和4年3月29日（火）

（案件名）

- ・ 令和4年度における当せん金付証票の発売許可について
（サマージャンボ・サマージャンボミニ）（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課
五月女理事官（23394）

令和4年度サマージャンボ・ミニの発売に係る総務大臣許可について

- 宝くじ（当せん金付証券）の発売は、当せん金付証券法に基づき、**発売団体である都道府県・指定都市が宝くじの発売計画を定め、総務大臣に対して発売許可申請を行い、許可**を受ける仕組みとなっており、具体的には以下のとおり。
 - ① ジャンボ宝くじ以外のくじ … 前年度の12月に発売許可申請・大臣許可
 - ② **ジャンボ宝くじ（ドリーム・サマ・ハロウィン・年末・バレンタイン）** … 発売額が大きく、直近の売れ行きなどを踏まえて賞金条件等を定めるため、**発売の都度（発売の3ヶ月前までに）、個別に発売許可申請・大臣許可**
 - ※ **当せん金を高額とできるくじへの指定も併せて実施**
- **許可基準**は、発売総額に占める**当せん金の割合が50%以下、収益金の割合が37%以上**となっていること等。
- 今回、**令和4年度サマージャンボ・ミニに係る発売許可申請**が行われ、その内容は以下のとおり。

<許可する宝くじの概要>

【名称】 第931回全国自治宝くじ（サマージャンボ）、第932回全国自治宝くじ（サマージャンボミニ）

【発売期間】 令和4年7月5日（火）～令和4年8月5日（金） 【抽選日】 令和4年8月17日（水）

【発売計画額】 サマージャンボ : 720億円（R3発売計画額：690億円、R3発売実績額：521億円）
サマージャンボミニ : 210億円（R3発売計画額：210億円、R3発売実績額：148億円）

【証券金額】 300円 【1等・前後賞賞金】 サマージャンボ：7億円、サマージャンボミニ：3,000万円

【発売総額に占める当せん金・収益金の割合】

	発売総額	当せん金	収益金	売りさばき手数料等
サマージャンボ	720億円（100%）	340億円（47.2%）	273億円（37.9%）	107億円（14.9%）
サマージャンボミニ	210億円（100%）	99億円（47.3%）	80億円（37.9%）	31億円（14.8%）

(参考) 令和4年度サマージャンボ・ミニの賞金体系について

<令和4年度>

<令和3年度>

ジャンボ

等級	当せん金 (円)	当せん本数 (本)
1等	500,000,000	1
前後賞	100,000,000	2
組違い賞	100,000	99
2等	50,000	100
3等	10,000	10,000
4等	3,000	100,000
5等	300	1,000,000
合計		1,110,202

等級	当せん金 (円)	当せん本数 (本)
1等	500,000,000	1
前後賞	100,000,000	2
組違い賞	100,000	99
2等	10,000,000	2
3等	1,000,000	10
4等	50,000	100
5等	10,000	10,000
6等	3,000	100,000
7等	300	1,000,000
合計		1,110,214

1万円以上の当せん本数	10,202本 (1ユニット当たり)	244,848本 (24ユニット総計)
-------------	--------------------	---------------------

1万円以上の当せん本数	10,214本 (1ユニット当たり)	234,922本 (23ユニット総計)
-------------	--------------------	---------------------

ミニ

等級	当せん金 (円)	当せん本数 (本)
1等	30,000,000	4
2等	10,000	100,000
3等	300	1,000,000
合計		1,100,004

等級	当せん金 (円)	当せん本数 (本)
1等	30,000,000	4
前後賞	10,000,000	8
2等	50,000	3,000
3等	10,000	40,000
4等	3,000	100,000
5等	300	1,000,000
合計		1,143,012

1万円以上の当せん本数	100,004本 (1ユニット当たり)	700,028本 (7ユニット総計)
-------------	---------------------	--------------------

1万円以上の当せん本数	43,012本 (1ユニット当たり)	301,084本 (7ユニット総計)
-------------	--------------------	--------------------

計

○ 1万円以上の本数 944,876本

[ジャンボ] 10,202本 × 24ユニット + [ミニ] 100,004本 × 7ユニット

○ 1万円以上の本数 536,006本

[ジャンボ] 10,214本 × 23ユニット + [ミニ] 43,012本 × 7ユニット

令和4年度における当せん金付証券の発売許可について

令和4年3月
自治財政局地方債課

1 発売計画額及び発売回数

(単位:百万円)

団体名	年間計画額 ①	既許可額 ②	今回許可額 ③	許可額総計 ④(②+③)	計画残額 ⑤(①-④)
全国自治宝くじ事務協議会	919,916	550,916	93,000	643,916	276,000
ドリームジャンボ	51,000	51,000	0	51,000	0
ドリームジャンボ	36,000	36,000	0	36,000	0
ドリームジャンボミニ	15,000	15,000	0	15,000	0
サマージャンボ	93,000	0	93,000	93,000	0
サマージャンボ	72,000	0	72,000	72,000	0
サマージャンボミニ	21,000	0	21,000	21,000	0
ハロウィンジャンボ	48,000	0	0	0	48,000
ハロウィンジャンボ	33,000	0	0	0	33,000
ハロウィンジャンボミニ	15,000	0	0	0	15,000
年末ジャンボ	183,000	0	0	0	183,000
年末ジャンボ	138,000	0	0	0	138,000
年末ジャンボミニ	45,000	0	0	0	45,000
バレンタインジャンボ	45,000	0	0	0	45,000
バレンタインジャンボ	30,000	0	0	0	30,000
バレンタインジャンボミニ	15,000	0	0	0	15,000
通常くじ	50,650	50,650	0	50,650	0
数字選択式宝くじ (ナンバーズ)	91,547	91,547	0	91,547	0
数字選択式宝くじ (ミニロト)	30,388	30,388	0	30,388	0
数字選択式宝くじ (ロト6)	158,432	158,432	0	158,432	0
数字選択式宝くじ (ロト7)	129,508	129,508	0	129,508	0
数字選択式宝くじ (ピョンゴ5)	18,175	18,175	0	18,175	0
インターネット専用くじ (数字選択型)	816	816	0	816	0
インターネット専用くじ (クイックワン)	20,400	20,400	0	20,400	0
東京都	10,250	10,250	0	10,250	0
関東・中部・東北 自治宝くじ事務協議会	39,400	39,400	0	39,400	0
近畿宝くじ事務協議会	12,050	12,050	0	12,050	0
西日本宝くじ事務協議会	17,800	17,800	0	17,800	0
栃木県	10,500	10,500	0	10,500	0
合計	1,009,916	640,916	93,000	733,916	276,000

2 当せん金付証券法第5条第2項ただし書により総務大臣が指定する宝くじの概要

発売団体	回数	発売予定額 (百万円)	最高賞金額 (百万円)	証票金額 (円)	発売期間等	倍率 (万)
全国自治宝くじ事務協議会	第931回	72,000	500	300	R4.7.5~R4.8.5	166.7

●地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（当せん金付証券の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。

●当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）（抄）

（都道府県等の当せん金付証券の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

- 2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証券の当せん金品の限度）

第五条（略）

2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

●当せん金付証票発売許可基準（平成 24 年 4 月 1 日付け総務大臣決定）（抄）

第一 一般的許可基準

七 証票金額

証票金額は、原則として 100 円、200 円、300 円又は 500 円のいずれかとすること。

九 発売収益の基準

発売収益は、原則として発売総額の 100 分の 37 を下らない額とすること。（略）

十 当せん金品

3 当せん金品の総額は、発売総額の 100 分の 50 以内で、収益の確保、購入者への還元、経費の効率化等を踏まえつつ、適切に定めること。

4 当せん金品の最高額は、証票金額の 50 万倍を超えない範囲内の額とすること。ただし、総務大臣の指定する宝くじについては、証票金額の 250 万倍（加算金のある数字選択式宝くじにあっては、500 万倍）を超えない範囲内の額とすること。